平成２６年（フ）第１０５号
愛媛県松山市木屋町２丁目３―６　イー・エヌマンション206号、住民票上の住所愛媛県松山市富久町515番地　富久団地８棟16号
債務者　渡部　　力
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
松山地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第３０号
愛媛県今治市高地町１丁目甲1735番地３、前住所愛媛県今治市喜田村７丁目４番36号、前々住所愛媛県今治市喜田村７丁目４番34号
債務者　矢野　敦基
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
松山地方裁判所今治支部
平成２６年（フ）第３４号
福岡県鞍手郡鞍手町弥生２丁目62番、前住所兵庫県西宮市東町１丁目13番５―606号
債務者　宇都宮誠喜
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所直方支部
平成２６年（フ）第３０号
福岡県田川郡香春町大字中津原1081番地25、前住所福岡県田川郡香春町大字香春1015番地４　401号
債務者　野尻　孝行
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２６年（フ）第１３８号
大分市東浜１丁目３番16号　東浜コーポ103
債務者　野上　小達
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第６１号
茨城県稲敷市江戸崎甲635番地１　大川住宅３号棟、前住所茨城県稲敷市羽賀2448番地５
債務者　細間　博子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第６２号
茨城県稲敷市浮島8369番地
債務者　黒田　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第２０６号
兵庫県西宮市松生町16番12号、前住所東京都府中市片町１丁目15番地の４　アベニール桑田106
債務者　小川　裕治
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市松生町16番12号、前住所東京都府中市片町１丁目15番地の４　アベニール桑田106
債務者　小川千壽子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第２６５号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目１番３号
債務者　加藤　秀子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第５５号
福岡県飯塚市伊川1263番地６
債務者　那須　恵美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２６年（フ）第５７号
福岡県嘉麻市飯田277番地５　ミライステップ飯田
債務者　平田　聖美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２６年（フ）第７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1749番地１
債務者　井上　美里
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第１０６号
大分県臼杵市大字野田918番地の３
債務者　伊藤　　亨
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１０７号
大分県臼杵市大字野田918番地の３
債務者　伊藤　秋子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１２５号
大分市汐見１丁目６番２Ａ１―304号
債務者　佐藤　麻衣
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１４７号
大分市大手町１丁目６番２号
債務者　佐藤　昭江（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係